

発議案第4号

被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の  
抜本的拡充を求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年3月19日提出

焼津市議会議長 石田江利子 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	石田江利子
同	井出哲哉	同	村松幸昌
同	藤岡雅哉	同	川島要
同	村田正春	同	杉田源太郎
同	原崎洋一	同	岡田光正
同	吉田昇一	同	秋山博子
同	奥川清孝	同	池谷和正
同	石原孝之	同	鈴木浩己
同	内田修司	同	深田ゆり子
同	増井好典		

# 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の 抜本的拡充を求める意見書（案）

被災者生活再建支援法による支援制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

1月1日に発生した能登半島地震は、1500人以上が死傷し、多くの家屋が倒壊するなど、深刻な被害をもたらしている。とりわけ住宅被害は現在判明しているだけでも約8万件にのぼり、1万人以上が今なお避難所生活を余儀なくされている。被災者生活再建支援法による支援金は最大300万円であり、現在の資材高騰や高齢化率等も考慮すれば到底住宅再建への希望が持てる水準とはなっていない。

現在、政府においては、能登半島地震の被害状況を踏まえて、被災者世帯に新たに最大300万円支給する支援制度が創設されたことは評価されるものの、対象や地域が限定的なものにとどまっている。

近年の自然災害の激甚化も鑑み、被災された住民の生活安定と早期復興のため、特に住宅再建に対する国によるさらなる支援及び制度の拡充が求められている。少なくとも被災者生活再建支援金の対象と規模の抜本的な拡充をすることは急務である。よって国においては、被災者生活再建支援法を改正し、下記の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

## 記

- 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、「半壊」「一部損壊」まで広げ、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。
- 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の支援額を600万円以上に引き上げること。
- 国庫補助率を2分の1より大幅に引き上げること。

以上地方自治法第99条の規定により提出する。

2024年3月 日

焼津市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様

内閣府特命担当大臣（防災） 様